

★公正証書遺言のサンプルとチェックポイント

公正証書遺言

遺言公正証書 本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人A A、同B Bの立ち会いのもと遺言の口述を記録してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の妻 山田 花子に対し、次の資産を相続させる。

(1) 土地 所在 愛知県一宮市〇〇町〇〇丁目 地番 〇〇番〇〇 地目 宅地 地積 165㎡

(2) 建物 所在 愛知県一宮市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 家屋番号 〇〇番〇〇 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 84.56㎡ 2階 44.36㎡

(3) 預貯金 遺言者名義の預貯金 〇〇銀行〇〇支店（普通 口座番号〇〇〇〇〇〇）

第2条 遺言者は、長男 山田 二郎に対し、次の資産を相続させる。

(1) 預貯金 遺言者名義の預貯金 ××銀行××支店（普通 口座番号〇〇〇〇〇〇）

(2) 株式 遺言者名義の株式 〇〇証券株式会社の管理口座の株式

第3条 遺言者は、次女 鈴木 良子に対し、次の資産を相続させる。

(1) 預貯金 遺言者名義の預貯金 △△銀行△△支店（普通 口座番号〇〇〇〇〇〇）

第4条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指名する。

愛知県名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇 伊藤 三郎

本旨外要件 住所 愛知県一宮市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 遺言者 山田 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

右は印鑑証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 証人 A A 生年月日 昭和30年〇〇月〇〇日
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 証人 B B 生年月日 昭和40年〇〇月〇〇日

以上の通り読み聞かせたところ、一同その記載に誤りがないことを承認し、署名押印する。

遺言者 山田 太郎 印 証人 A A 印 証人 B B 印

この証書は令和3年〇〇月〇〇日 本職役場にて、民法969条第1号ないし第4号に定める方法に従って作成し、969条第5号に基づき、本職次に署名押印する。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇法務局所属 公証人 〇〇 〇〇 印

公証人が遺言者の囑託によって作成するものであることの記述、および証人2名の存在の記述があることを確認する

自店にある被相続人の預金を相続する人について確認する

記載されている預金と自店にある預金が一致しているか確認する

遺言執行者の指定が必須なので確認する

証人2名の署名押印も確認する

遺産分割を踏まえた相続人からの払戻依頼への対応… こんなときどうする!?

遺産分割合意のあった相続にかかる払戻依頼への対応法・書類の見方を解説します。

●遺言に関するケース

① 公正証書遺言による払戻しを依頼された…



ここでは遺言の形式を大きく2つに分けて説明していきます。「秘密証書遺言」という形式もありますが、実務上まれなケースであるため割愛します。そのうちの1つが「公正証書遺言」です。

公正証書遺言の作成については「遺言を作成したいとする人が、公証人役場で、公証人に対して口頭でその内容を述べる」ことが基本となります。このとき、推定相続人以外の者2名が証人となります。

そして遺言では、遺言執行者が指定されます（これは推定相続人でもかまわない）。これを受け、実際に相続が発生すると、例えば相続財産である預金の解約・名義変更手続きにおいては、その遺言執行者が行うという形が原則になります。

遺言執行者は、相続人などである場合・税理士などである場合・信託銀行等である場合と、様々なケースが考えられます。どの場合であっても、法的な権限に関する差異はありません。

金融機関によっては、相続手続依頼書に署名押印をする者の範囲などに対応に場合分けをしているところもありますが、これは法的な意味合いとはまた別の議論とみなせるでしょう。

多くの金融機関において、遺言書が提出される場合、相続手続依頼書には、その対象預金等を相続する者だけが署名押印すれば足りることとしています。遺言に従った財産処分を行えば、法的に間違いなからず。

そして、相続する者ではなく遺言執行者だけが署名する場合も、多くの実務対応として容認されています。その執行者の権限も、遺言書によって確認できるからです。

遺言執行者以外への払戻しでもしっかり書面を確認

また、遺言執行者とは別に、弁護士などが相続人からの委任を受けて払戻しを求めていることがあります。この場合の弁護士は受任者の立場になりますが、ここにお

ける法的な権限は遺言執行者とは異なります。

したがって、弁護士が来店して手続きを行う際には、自行車所定の相続手続依頼書等の書面に相続人全員の署名押印がされていること、合わせて全員からの同じ実印による委任状があることの確認が必要になります。

なお、公正証書の作成時に公証人役場に支払うべき報酬額は、相続財産額と法定相続人がそれぞれ増えるごとに増加していきます。目安として相続人1名・財産額1億円で4万3000円、同じく財産額2億円で5万4000円などとなります。

ポイント

- 公正証書遺言による預金払戻等の手続きは遺言執行者が行う。
- 遺言執行者以外の弁護士等への対応では、相続手続き依頼書や委任状などを確認